

八ッ場ダム住民訴訟通信-14
06.01.04 発行

茨城「八ッ場ダム訴訟」門前払いを越えて実体審理へ。

「私はまだ、この国の民主主義を信じたい」司法へ切々と訴え。原告意見陳述・神原晴美さん。

第5回八ッ場ダム裁判は12月13日(火)水戸地裁で開かれました。今回は被告側側の棄却要求に対する私たち原告の反論、という大切な裁判でした。折から各市町村の議会が開かれ、傍聴席が埋まるか否か心配されましたが、熱心な会員が各地から詰掛け法廷は静かな熱気に包まれました。

冒頭、神原晴美さんの意見陳述「主権者である住民の訴えを門前払いすることは、民主主義の根幹を損なうものだ。しがらみや利権に絡み取られた行政や立法は、住民の真意を汲み上げる機能を失ってしまった。司法こそ民主主義の砦である。私はまだ、この国の民主主義を信じたい」と語り「人の上に国をつくらず」と結びました。水を打ったように静まり返った法廷は、やがて傍聴者の熱い思いに満たされてゆきました。

「住民の税金でなる県が、住民の訴えを棄却するとは立場上相応しくない」谷萩弁護士陳述

私たちの弁護団は「裁判は公開されているものである。したがって傍聴者に分かりやすいものでなければならない」と、かねてより主張してきましたが、今回は谷萩弁護士が被告側の主張を一つ一つ反論を加え潰してゆきました。

- 1、被告は、ダム使用权設定申請は財産ではないと主張するが、負担金を払うことで優先的に水を買取れる権利を持つことから財産である。その上で、水余りでありながら申請を取り下げないのは義務違反である。
- 2、本件は国の事業の当否をを争うものであるから住民訴訟の範囲を逸脱している。と被告は主張するが、原告はその事業へ茨城県が支出することが違法である。としている。住民訴訟の目的にかなったものである。
- 3、被告には財務会計行為の義務違反はない。と主張するが、最高裁判決でも重大な瑕疵があった場合はその限りではない。としている。本件はそのことを問題としている。今後、治水・利水・危険性・環境・その他と詳しく訴えてゆく。
- 4、県はダム負担金を支払うか否かを判断する立場にない。と主張するが、県には政策見直しの義務がある。
- 5、県はダム事業への支出は違法ではない。との判例を並べているが最早意味のない議論である。
- 6、小田急の高架訴訟で最高裁が原告的確を拡げる画期的な判決を出した。また、行政訴訟法の改正は、行政に対し司法のコントロールが適正に働くことを目指している。当裁判所においても八ッ場ダムの支出の違法性に正面から判断することを期待する。

この後、裁判長は「次回治水ですね」と語り、裁判は本論に入ることを示唆しました。

第6回裁判は2月28日(火)午前11時30分。治水で戦います。傍聴席でお会いしましょう。

まだ06年度の会費を未納の方は、同封の郵便振込用紙でお早めにお願ひいたします。
e-mailでも配信可能な方は garyoan@tiara.ocn.ne.jp へご連絡ください。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5
電話/FAX：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010 郵便振替 00160-8-556816